

●日本士会会長声明

徳島県社会福祉士会元副会長に対する刑事告発報道に関する会長声明

公益社団法人日本社会福祉士会は、人々の尊厳を尊重し、住み慣れた地域の中で安心して共に暮らせる社会の実現に努めることを憲章で定めている、都道府県社会福祉士会を会員とする専門職団体です。

徳島新聞等の報道によりますと、徳島県社会福祉士会の元副会長が、5人の被後見人等の口座から計数百万円を着服した疑いがあるとして、徳島家庭裁判所から刑事告発されたとのこと。

事実関係は今後の捜査により明らかになると思われませんが、報道によると、元副会長は既に家庭裁判所から後見人等を解任されており、後見人等としての業務が適切に行われていなかったと考えられます。また、徳島県から介護保険事業者の取り消し処分も受けているとのこと。

これらは、社会福祉士に対する信用はもとより成年後見制度に対する信頼を失わせるものであり、被後見人等をはじめ、関係者のみなさまに多大なご迷惑をおかけしたことを心からお詫び申し上げます。

成年後見制度は、判断能力が不十分な人たちが安心して暮らすことができるように支援するものであり、倫理綱領の遵守を前提とした都道府県社会福祉士会会員が、被後見人等の権利を侵害することは絶対にあってはならないことです。

今後、本会は社会福祉士の倫理綱領のさらなる徹底に努めるとともに、各都道府県社会福祉士会と協力して再発防止に取り組んでまいります。

2016年10月27日

公益社団法人日本社会福祉士会
会長 鎌倉克英

●10月23日付け「産経新聞」より

「資金繰りが厳しくて…」被後見人から数百万着服か 徳島の社会福祉士を県警捜査

徳島県社会福祉士会の元副会長（49）が、成年後見人として管理していた被後見人ら5人の銀行口座から計数百万円を着服した疑いがあることが23日、捜査関係者への取材で分かった。徳島家裁は元副会長を業務上横領容疑で刑事告発しており、県警が捜査している。

捜査関係者によると、元副会長は徳島家裁から選任されて後見人や保佐人を務めていたが、管理していた知的障害者ら5人の口座から、数年にわたって計数百万円を着服した疑いがある。家裁の審査時には、金額を改ざんした預金通帳のコピーを提出するなどして発覚を免れていたという。

元副会長は県警の任意の事情聴取に「経営していた介護支援事業所の資金繰りが厳しく、従業員の給料に充てた」と釈明しているという。

県社会福祉士会は23日、臨時総会を開いて元副会長を除名処分にした。

●11月8日付け「徳島新聞」社説

「後見制度悪用 未然防止へ対策強めよ」

成年後見制度を悪用した不正がまた発覚した。

徳島県社会福祉士会の元副会長が、支援していた5人から現金計数百万円を着服した疑いを持たれており、徳島家庭裁判所が業務上横領の疑いで県警に刑事告発した。

被害者の一人で軽度知的障害のある女性は、家裁から保佐人として選任された元副会長に銀行預金から生活費の出金を任せていた。信頼を裏切られ、衝撃を受けている。

元副会長は家裁や女性に報告する際、数字を書き換えた預金通帳のコピーを提出するなどして、発覚を逃れていたとみられている。県警は捜査を尽くし、詳しい経緯や実態を明らかにしてほしい。

県内では5月にも、県司法書士会の元副会長が成年後見人の立場を利用した業務上横領事件が発覚。高齢男性から4千万円余りを着服したとして在宅起訴され、徳島地裁で有罪判決を受けた。

このケースでも、虚偽の報告書や改ざんした通帳のコピーが家裁に提出されていた。

司法書士や社会福祉士といった「専門職」による相次ぐ不正で、成年後見制度の社会的信頼は大きく損なわれたと言わざるを得ない。

不正がなくならない背景には、後見人や保佐人のモラルと順法意識の欠如がある。事件を受けて県司法書士会は、倫理研修やチェック体制の強化を図る考えを示した。

家裁の監督体制が不十分だとの指摘も根強い。人員を増やすなどして、監視の目を強めるべきではないか。家裁も問題点をはじめ、監督体制の実態や課題について検証する必要がある。

成年後見制度は2000年に介護保険制度と同時に導入された。認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な人に、後見人や保佐人に選ばれた人が、財産管理や福祉サービスの利用手続きを支援する仕組みだ。

しかし、利用は低調なままである。認知症の人は400万人を超えているが、後見人が不足していることもあり、利用者は18万人にとどまる。今年4月には制度の利用を促す「成年後見促進法」が議員立法で成立した。

高齢化はさらに進み、認知症の人は25年には700万人になると推計されている。担い手となる市民後見人の育成など、利用促進に向けた環境整備は急務といえる。

そこで大きな問題となっているのが、後を絶たない後見人らによる着服をいかに防ぐかである。最高裁のまとめでは、昨年の被害は521件、総額29億7千万円に上る。

促進法では、政府が利用促進会議を設置し、3年以内に必要な法整備を行うと定めている。安心して頼れる制度にするためには、利用者の弱い立場や人権を最大限に尊重しつつ、不正防止の徹底を図る視点が欠かせない。

関係機関が連携を強めながら、成年後見制度への信頼を高める努力を続けていく姿勢が求められる。